

8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<目標>

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方などのライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

(1) 施策の基本的方向

女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるように、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う。

ひとり親家庭等に対し、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子供への教育支援等を行う。

また、次世代を担う子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように支援する。

(2) 具体的な取組

ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

- ① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を進める。

- ② 非正規雇用をめぐる問題への対応のため、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及、パートタイム労働・労働者派遣に関する対策などを進める。
- ③ 平成 28 年 10 月から実施される短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる適用拡大を進める。
- ④ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。
- ⑤ 複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。

イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

- ① ひとり親世帯の実情に応じ、母子家庭等就業・自立センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行う。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮する。
また、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、企業の取組を支援するとともに、ハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。
- ② ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、居住支援、子育ての支援や生活・健康に対する支援等を行う。併せて、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けなど、経済的支援策も実施し、総合的な支援を展開する。児童扶養手当については、その機能の充実について、財源確保策と併せて検討するとともに、父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄などの状態にある児童の支給要件についても周知を図る。
- ③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。その際、子供の養育費の問題についても幅広く情報提供する。また、離婚届書を受理する市区町村の窓口において養育費の取決めに関する情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取り決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。
- ④ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯等の子供への学習支援や、幼児教育の段階的無償化に向けた取組、教育費に係る経済的支援の更なる充実、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を進める。
また、ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。
- ⑤ ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、子供の未来応援国民運動を展

開していく。

ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

- ① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。
- ② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。
- ③ ニート、ひきこもりなど、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 施策の基本的方向

高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困を低減するため、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を進める。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める。

(2) 具体的な取組

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢期の女性の貧困を低減するため、低年金・無年金者問題に対応するとともに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に進める。
- ② 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、高齢男女の就業促進、能力開発のための支援を行う。
- ③ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。
- ④ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域

づくりに向けて～（新オレンジプラン）」に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。

- ⑤ 高齢者が他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。
- ⑥ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。
- ⑦ 高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発などを支援する。
- ⑧ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）等を踏まえ高齢者虐待防止の取組を進める。
- ⑨ 消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法をはじめとする高齢者の消費者被害の防止を図る。
- ⑩ その他、「高齢社会対策大綱」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）に基づき必要な取組を進める。

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月施行）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進める。
- ② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。
- ③ 消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法をはじめとする障害者の消費者被害の防止を図る。
- ④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。
- ⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図る。
- ⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や障害者雇用対策基本方針を踏まえた就労支援を行う。
- ⑦ 女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

- ① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度などについての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等

について、実態を踏まえながら進める。

- ② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切な支援を進める。
- ③ 「人身取引対策行動計画 2014」（平成 26 年 12 月 16 日 犯罪対策閣僚会議決定）に基づく取組を進める。

エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

- ① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進めるとともに、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。

また、関係機関と連携し、児童生徒等を対象とする学校の相談体制や、人権相談所等の相談体制の充実を図る。